

集中治療認証看護師制度規則

第1章 総則

（目的）

- 第1条 一般社団法人日本集中治療医学会（以下、日本集中治療医学会）は、集中治療看護の質の標準化と向上、および集中治療に対する需要が急激に高まるような非常事態に、集中治療看護を行うことが期待される看護師の育成と普及を目的として、集中治療認証看護師(ICRN)制度および集中治療認証看護師－知識認証(ICRN-K)制度を設ける。
- 2 前項の目的を達成するために、日本集中治療医学会は、重症患者に対する標準的な看護を提供できる能力の認証を行う。加えて、過去に集中治療室等での勤務経験はあるが、現在は集中治療室等以外の一般病棟等で勤務している看護師に対し、重症患者に対する標準的な看護を提供できる知識を有していることに対する認証を行う。

（名称）

- 第2条 この制度は集中治療認証看護師制度と称する。集中治療認証看護師は、ICRN と略す。また、集中治療認証看護師－知識認証は ICRN-K と略す。

第2章 集中治療認証看護師制度の運用

（委員会の設置）

- 第3条 日本集中治療医学会は、集中治療認証看護師制度の適正かつ、円滑な運用を図るために、学会認証看護師制度委員会を設置する。

（委員会の構成）

- 第4条 学会認証看護師制度委員会は、日本集中治療医学会の「委員会に関する細則」に則り構成される。

（委員会の業務）

- 第5条 学会認証看護師制度委員会は、集中治療認証看護師制度規則の運用を管理し、運用にあたって生じた疑義を処理するとともに、集中治療認証看護師(ICRN)および集中治療認証看護師－知識認証(ICRN-K)の認証、更新、および登録に関する業務を担当する。

第3章 集中治療認証看護師申請の資格

(認証資格)

第6条 集中治療認証看護師(ICRN)または集中治療認証看護師－知識認証(ICRN-K)の認証を得ようとする者は、次の各号に定める要件をすべて満たさなければならない。

(1) 以下の臨床経験を有すること。

I) 集中治療認証看護師(ICRN)の場合

受験申請前年度の3月31日時点で、基準を満たす治療室(※1)で勤務し、かつ、重症患者の看護を行った経験(※2)を常勤で通算3年以上有すること。

II) 集中治療認証看護師－知識認証(ICRN-K)の場合

受験申請前年度の3月31日時点で、基準を満たす治療室(※1)で重症患者の看護を行った経験(※2)を常勤で通算3年以上有すること。また、受験申請前年度の3月31日時点で、基準を満たす治療室で勤務しておらず、かつ、直近の基準を満たす治療室での勤務から5年以内であること。

(※1)「基準を満たす治療室」とは、特定集中治療室管理料、救命救急入院料、小児特定集中治療室管理料を算定している治療室を指す。

(※2)「重症患者の看護を行った経験」とは、気管挿管中の人工呼吸管理下の患者で、かつ、観血的動脈ラインの管理を要する看護を日常的に行っていることを指す。

(2) 継続学習歴として、日本集中治療医学会の指定する研修のいずれかを受験申請前年度の3月31日時点から過去5年以内に修了していること。

・ICU・CCU 看護セミナー（中級編）

・ICU セミナー（中級編）

(3) 日本国の看護師免許を有すること。

(4) 日本集中治療医学会の会員であることは問わない。

第4章 集中治療認証看護師の審査および認証

(申請)

第7条 集中治療認証看護師(ICRN)または集中治療認証看護師－知識認証(ICRN-K)の認証を得ようとする者は、第11条に定める申請書類を学会認証看護師制度委員会に提出する。

(試験)

第8条 学会認証看護師制度委員会は、第11条に定める申請書類の審査を行い、規則に定める全ての申請要

件を満たすと認められる申請者を対象に試験を実施する。

（審査）

第 9 条 学会認証看護師制度委員会は、集中治療認証看護師(ICRN)および集中治療認証看護師－知識認証(ICRN-K)申請者に対して申請書類の資格審査および試験結果に基づいて適否を決定し、その結果を理事長に報告する。

（認証）

第 10 条 理事長は、学会認証看護師制度委員会が審査の結果、集中治療認証看護師(ICRN)および集中治療認証看護師－知識認証(ICRN-K)として適格と認めた者を、理事会の議を経て認証し、認証書を交付する。

（申請書類）

第 11 条 集中治療認証看護師(ICRN)または集中治療認証看護師－知識認証(ICRN-K)の認証を得ようとする者は、次に定める書類を学会認証看護師制度委員会に提出しなければならない。

I 集中治療認証看護師申請書（第 12 条に定める臨床経験証明フォームを含む）

II 継続学習歴：セミナー受講修了証

（臨床経験の証明）

第 12 条 認証資格要件である臨床経験は、以下のように証明することとする。

I) 集中治療認証看護師(ICRN)の場合

常勤で通算 3 年以上、基準を満たす治療室で勤務し、かつ、気管挿管中の人工呼吸管理下の患者で、かつ、観血的動脈ラインの管理を要する看護を日常的に行っていることを、同僚 2 名に証明してもらうこととする。

同じ治療室で勤務している（あるいは勤務していた）同僚 2 名（職種は問わない）に証明に関する同意を得た上で、それぞれの所属、職位、名前、電話番号、メールアドレス(任意)を臨床経験証明フォームに記載すること。

証明者となる同僚は、証明する臨床経験の対象期間のすべてにおいて、施設に勤務していることを条件とする。

なお、証明者 2 名（職種は問わない）は学会員であることが望ましい。

記載された証明者には事務局から確認の連絡をすることができる。

II) 集中治療認証看護師－知識認証(ICRN-K)の場合

常勤で通算 3 年以上、基準を満たす治療室で勤務し、かつ、気管挿管中の人工呼吸管理下の患者で、かつ、観血的動脈ラインの管理を要する看護を日常的に行っていたこと、および受験申請前年度の 3 月 31 日時点で、直近の基準を満たす治療室の勤務から 5 年以内であることを治療室に所属していた際の同僚 2 名に証明してもらうこととする。

治療室に所属していた際の同僚 2 名（職種は問わない）に証明に関する同意を得た上で、それぞれの所属、職位、名前、電話番号、メールアドレス(任意)を臨床経験証明フォームに記載すること。

証明者となる同僚は、証明する臨床経験の対象期間のすべてにおいて、施設に勤務していることを条件とする。

なお、証明者 2 名（職種は問わない）は学会員であることが望ましい。

記載された証明者には事務局から確認の連絡をすることができる。

第 5 章 集中治療認証看護師認証の更新

（更新手続）

第 13 条 集中治療認証看護師(ICRN)および集中治療認証看護師－知識認証(ICRN-K)の有効期間は認証書交付日から、認証を受けた年度の 4 年後にあたる年度の 3 月 31 日とする。

継続して集中治療認証看護師(ICRN)または集中治療認証看護師－知識認証(ICRN-K)の認証を得ようとする者は、第 16 条に定める更新申請書類を学会認証看護師制度委員会に提出し、更新手続を行わなければならない。

（更新審査）

第 14 条 学会認証看護師制度委員会は、毎年 1 回、集中治療認証看護師(ICRN)および集中治療認証看護師－知識認証(ICRN-K)更新申請書類を審査し、その結果を理事長に報告する。

（更新認証）

第 15 条 理事長は、学会認証看護師制度委員会が更新審査の結果、集中治療認証看護師(ICRN)および集中治療認証看護師－知識認証(ICRN-K)として適格と認めた者を、理事会の議を得て認証し、新たに認証書を交付する。

（更新申請書類）

第 16 条 継続して集中治療認証看護師(ICRN)または集中治療認証看護師－知識認証(ICRN-K)の認証を得ようとする者は、次に定める更新申請書類を学会認証看護師制度委員会に提出しなければならない。

I 集中治療認証看護師更新申請書（第 17 条に定める臨床経験証明フォームを含む）

II 継続学習歴：学会参加証明書、セミナー受講修了証など

（更新の要件）

第 17 条 集中治療認証看護師(ICRN)または集中治療認証看護師－知識認証(ICRN-K)の認証を更新する者は、次の各号に定める要件を満たさなければならない。

更新の要件は以下の ① 臨床経験および ② 継続学習歴であり、条件により更新できる資格は異なる。

（1）I）集中治療認証看護師(ICRN)の場合

集中治療認証看護師(ICRN)または集中治療認証看護師－知識認証(ICRN-K)の認証書

取得者で失効していない場合で、以下の 2 つの条件を満たす場合は、集中治療認証看護師(ICRN)として認証を更新する。

① 臨床経験：

基準を満たす治療室で重症患者の看護を行った経験が、認証された年度の 4 月 1 日から更新前年度の 3 月 31 日の期間において 320 時間以上であること。ここでの重症患者の看護とは、直接的な看護を含んでいれば研修および支援でも構わない。

320 時間以上、基準を満たす治療室で重症患者の看護を行ったあるいは、研修および支援等として重症患者の看護を行った経験があることを証明するために、看護管理者 1 名（所属は問わない）あるいは、同じ治療室で勤務している（あるいは勤務していた）同僚 2 名（職種は問わない）に証明に関する同意を得た上で、それぞれの所属、職位、名前、電話番号、メールアドレス(任意)を臨床経験証明フォームに記載すること。

証明者となる同僚は、証明する臨床経験の対象期間のすべてにおいて、施設に勤務していることを条件とする。

なお、証明者は学会員であることが望ましい。

記載された証明者には事務局から確認の連絡をすることができる。

② 継続学習歴：

認証書交付日から更新申請時まで、日本集中治療医学会の指定する研修を修了し、そのポイントが 100 ポイント以上であること。指定する研修と各研修のポイントは別表にて定める。

Ⅱ) 集中治療認証看護師－知識認証(ICRN-K)の場合

集中治療認証看護師(ICRN)または集中治療認証看護師－知識認証(ICRN-K)の認証取得者で失効していない場合で、上記②継続学習歴の条件のみ満たし、上記①臨床経験の条件を満たさない場合は、集中治療認証看護師－知識認証(ICRN-K)として認証を更新する。集中治療認証看護師－知識認証(ICRN-K)への更新には、基準を満たす治療室での臨床経験は要さないが、ハイケアユニットや一般病棟等において、人工呼吸管理下の患者に対する看護に従事することが望ましい。

(2) 日本集中治療医学会の会員であることは問わない。

(例外措置)

第 18 条 学会認証看護師制度委員会は規則第 13 条の規定にかかわらず、以下の事由の場合には本人の申請に基づき、更新期限を延長することができる。

- (1) 病気、負傷
- (2) 出産、育児
- (3) 留学
- (4) その他、学会認証看護師制度委員会が認めた事由

第6章 集中治療認証看護師認証の喪失および取り消し

(認証の喪失)

第19条 集中治療認証看護師(ICRN)および集中治療認証看護師－知識認証(ICRN-K)は次の各項の理由によりその認証を喪失する。

- (1) 集中治療認証看護師(ICRN)および集中治療認証看護師－知識認証(ICRN-K)を自ら辞退したとき。
- (2) 集中治療認証看護師(ICRN)および集中治療認証看護師－知識認証(ICRN-K)の更新手続きが行われなかったとき。

(認証の取消)

第20条 集中治療認証看護師(ICRN)および集中治療認証看護師－知識認証(ICRN-K)として、業務上の不正行為や罰金以上の刑、社会的な名誉を毀損するなど不適格な行動が認められたとき、本人に弁明の機会を与えた上で、理事長は学会認証看護師制度委員会、理事会の議を経て、集中治療認証看護師(ICRN)および集中治療認証看護師－知識認証(ICRN-K)の認証を取り消すことができる。

第7章 集中治療認証看護師の認証に係る費用

(書類提出および審査料納入期限)

第21条 集中治療認証看護師(ICRN)または集中治療認証看護師－知識認証(ICRN-K)の認証を得ようとする者および更新しようとする者は、学会認証看護師制度委員会が定めた期日までに、申請書類の提出および審査料の納入を行わなければならない。

(審査料)

第22条 申請には次の審査料が必要である。

集中治療認証看護師(ICRN)、集中治療認証看護師－知識認証(ICRN-K)の書類審査料
5,500 円 (消費税込)

集中治療認証看護師(ICRN)、集中治療認証看護師－知識認証(ICRN-K)の試験審査料
会 員 11,000 円 (消費税込)
非会員 15,000 円 (消費税込)

集中治療認証看護師(ICRN)、集中治療認証看護師－知識認証(ICRN-K)の更新審査料
会 員 8,000 円 (消費税込)
非会員 10,000 円 (消費税込)

ただし 2029 年 3 月 31 日までの更新審査料は経過措置として、次の通り定める。

集中治療認証看護師(ICRN)、集中治療認証看護師－知識認証(ICRN-K)の更新審査料
会 員 4,000 円 (消費税込)

非会員 5,000 円（消費税込）

（登録料）

第 2 3 条 集中治療認証看護師(ICRN)、集中治療認証看護師－知識認証(ICRN-K)認証書の交付を受ける者は、登録料として会員 2,200 円（消費税込）、非会員 3,300 円（消費税込）を納入しなければならない。

なお、更新の際には登録料は徴収しない。

（審査料および登録料の返却）

第 2 4 条 既納の審査料および登録料は返却しない。

第 8 章 補則

（改定）

第 2 5 条 この規則は学会認証看護師制度委員会および理事会の議を経て変更することができる。

（附則）

この規則は、2 0 2 2 年 2 月 1 4 日から施行する。

この改定は、2 0 2 2 年 6 月 3 日から施行する。

この改定は、2 0 2 2 年 8 月 2 6 日から施行する。

この改定は、2 0 2 2 年 10 月 2 8 日から施行する。

この改定は、2 0 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

この改定は、2 0 2 4 年 12 月 20 日から施行する。

この改定は、2 0 2 5 年 3 月 6 日から施行する。